

各位

筑前中間祭り実行委員会  
実行委員長 池田 久紀

## 第41回筑前中間やっちゃん祭 青空市場出店募集要領（抽選方式）

盛夏の候 貴殿におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、筑前中間祭り実行委員会では、筑前中間やっちゃん祭の協賛事業として下記のとおり青空市場を開催します。

本年も、今まで以上の盛況なものになるようにと考えております。

中間市の文化向上、市民の融和の場所、商売繁盛の場所としてやっちゃん祭青空市場へ奮ってご参加ください。

また、警察署からの指導により「筑前中間祭り実行委員会露店等営業規則」等を修正しております。内容をご確認の上、出店申込をしていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 主催 筑前中間祭り実行委員会、中間市
- 2 日時 令和元年10月20日（日）  
午前9時～午後3時30分（あと片づけは祭り終了後厳守）
- 3 場所 なかまハーモニーホール（中間市蓮花寺3-7-1）
- 4 募集対象 中間市内及び近郊の出店者 45区画を募集します。  
出店者が中間市企画政策課観光政策係（中間市地域交流センター）窓口へ直接持参するか、郵送で提出してください。  
なお、電話、FAXでの申し込みは受け付けません。  
青果 衣料 日用品 植木 園芸 弁当 飲食物  
ガラクタ市 一般手作り歓迎 その他  
※申込一人につき1区画（5m×5m）のみとさせていただきます。  
※やっちゃん祭、青空市場の露店等営業規則の主旨にそわない方、実行委員、警備員の指示に従わない方は、出店をお断りいたします。（ご注意をよく読みご確認ください。）
- 5 申込期限 令和元年8月16日（金）まで ※当日消印有効  
出店者は抽選にて決定します。（最高1区画まで）  
※応募多数の場合、出店者の決定は抽選（非公開）とします。  
ただし、募集区画の45店舗に満たない場合は、警察照会前日の8月25日（日）まで先着順にて受付を行います。
- 6 協賛金 6,000円（5m×5m）（間口×奥行）  
市内業者は3,500円となります。  
※協賛金を変更しております。
- 7 申込方法 別紙申込書一式に証明写真（4cm×3cm）2枚を添え出店者

次ページもご確認ください。

が、中間市企画政策課（中間市地域交流センター）内 筑前中間祭り実行委員会まで持参するか郵送にて提出してください。なお、電話、FAXでは受け付けません。

※協賛金につきましては9月20日の出店者会議出席時に、お支払いください。

**注）食品を提供、販売する出店者の方は、臨時営業許可証のコピーが必要となります。ご自分で保健福祉環境事務所に申請の上、許可を受けてください。すでにお持ちの方は、期限が切れていないかご確認ください。**

- 8 決定通知 出店決定通知書は、令和元年9月13日（金）【予定】までに、出店申込者全員に、葉書または封書でお送りします。
- 9 出店者会議 令和元年9月20日（金） 午後7時から  
なかまハーモニーホール 3F会議室  
中間市蓮花寺 3-7-1 TEL 093-245-8000  
出店者会議の席上、火気及び発電機の取り扱いについての講習会、区画割りのくじ引きを行いますので必ず出席してください。出席されない場合は、出店することができません。  
出店者会議当日の受付にて、協賛金をお支払ください。  
(おつりがないうご準備ください。)
- 10 宣 伝 ポスター、チラシ
- 11 設 営 電気、水道はありません  
火気及び発電機を使用される方は必ず消火器（ホース付き）を準備してください。  
(消火器を準備していない場合は出店をお断りします)  
その他販売に必要な販台等備品は各店で用意してください。  
テント持ち込み可、ハンドマイク可
- 12 そ の 他 すべて筑前中間祭り実行委員会で決定します。  
射幸心を煽る行為（くじ引き、射的、金魚すくい、ボールすくい等）はゲームであっても出店できません。  
危険玩具（エアガン・レーザーポインター等）の販売は禁止いたします。  
出店場所及びその周辺を清掃しごみは各自お持ち帰りください。（氷の放置もおやめ下さい）  
雨天でも実施するため、協賛金はお返しいたしません。  
行事に関するトラブルは一切関知しません。  
出店申込み及び出店決定に関する苦情は一切受け付けません。  
実行委員会、警備員の指示に従ってください。  
警察署、消防署からの指導により必ず出店者会議に出席してください。出席されない場合は出店をお断りします。
- 13 お問合わせ 〒809-0001 中間市大字垣生660番地1  
筑前中間祭り実行委員会事務局  
(中間市企画政策課：中間市地域交流センター内)  
※中間市地域交流センターは毎週火曜日が閉館日です。  
TEL：093-245-4665 FAX：093-244-1113

**協賛金の支払日を必ずお守りください。必ず、ご注意を確認ください。**

# [ ご注意 ]

- ・ 出店申込書は、出店者が中間市企画政策課（中間市地域交流センター）窓口を持参するか郵送にて提出してください。
- ・ 電話、FAXでの申し込みは受け付けません。
- ・ 警察の指導により、本人（従業員）確認（警察による身分照会）が必要となりますので、警察への出店申込書、従事者名簿、誓約書の提出が必要です。  
警察への照会の結果、出店ができない場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 出店決定通知書は、9月13日（金）【予定】までに出店申込者全員に葉書または封書にてお送りします。出店ができない場合も文書にて通知いたします。  
なお、警察への身分照会に時間を要した場合は、通知が9月13日（金）を過ぎる場合があります。ご了承ください。
- ・ 出店申し込みの際は、証明写真（縦4cm×横3cm）2枚を必ず添付してください。
- ・ 9月20日（金）午後7時から、なかまハーモニーホール3階会議室にて出店者会議及び火気及び発電機の取り扱いについての講習会、区画割のくじ引きを行います。出席されない方の出店は認めません。
- ・ 協賛金の支払いは、出店者会議（9月20日）当日の受付とさせていただきます。  
出店申込みがありましてもお支払をいただいていない方は、自動的に出店取消し（以後の出店不可）とさせていただきますので、ご了承ください。（電話連絡等はいたしません。）
- ・ 食品を提供、販売する場合は、必ず保健福祉環境事務所から臨時営業の許可を受けてください。許可を受けていない場合や許可証のコピーを提出できない場合は、出店をお断りいたします。

## ○実行委員会からの発送書類は以下のとおりです。

- ・ 提出書類に漏れのある場合は出店できませんのでご注意ください。
- ・ 発送した書類の中には、両面印刷をしているものがあります。ご注意ください。

### ●提出書類一覧

1. 出店申込書
2. 誓約書
3. 従事者名簿
4. 写真2枚（縦4cm×横3cm）※出店申込書用・出店許可証用
5. 臨時営業許可証のコピー（食品を提供・販売する場合）  
※許可証をお持ちでない方は、保健福祉環境事務所に申請の上、許可を受けてください。許可証のコピーの最終提出期限は、9月30日（月）です。
6. 本人確認書類（免許証のコピー等）

### ■提出の必要のない書類一覧

1. 筑前中間祭り実行委員会露店等営業規則
2. 青空市場出店募集要領
3. 第41回筑前中間やっちゃん祭 会場図案  
※会場図案は、7月26日時点の企画と配置です。新規企画として、マグロの解体ショーやキッチンカーの実施を検討していますが、今後の調整により変更する場合があります。
4. ご注意（この書類）

※提出した書類等は返却いたしません。

次ページもご確認ください。

## 準備、あと片付けの時間について

### 会場での準備は

10月19日（土） 午後 3：00 ～ 午後 9：00

10月20日（日） 午前 6：00 ～ 午前 8：30

※これ以外は、施錠等いたしますので、祭り会場に入ることができません。

### 出店者用駐車場の使用は

10月20日（日） 午前 7：00 ～ 午後 5：45

※満車になり次第、施錠します。祭り終了後まで出庫はできません。

### あと片付けは（祭り会場内車両通行可能時間）

10月20日（日） 午後 4：00 ～

※来場者の安全確保のため、ご協力よろしくお願いします。

※以下の注意事項にもご注意下さい。

- ・原則的に車両は祭り開始から終了まで場内通行禁止です。
- ・あと片付けは必ず祭り終了後に行ってください。
- ・まわりをきれいに清掃しゴミ（氷、油等）はお持ち帰りください。
- ・事務局が出店者会議で配布する出店許可証は、祭り当日持参し、見える位置に掲示していただきます。  
※当日警察署員が見回りを行い、本人確認をすることがあります。本人確認ができない場合は、その場で出店をお断りし、退出していただきますので、ご了承ください。
- ・飲食関係は必ず保健福祉環境事務所の許可を受けてください。
- ・火気及び発電機を使用する場合は必ず消火器（ホース付き）を準備してください。  
※当日消防署が見回りを行い、消火器を準備していない場合は、その場で出店をお断りし、退出していただきますので、ご了承ください。
- ・トラブルの無きよう隣と協力し合ってください。
- ・出店者用駐車場は裏のポンプ場です。一般客用駐車場等には絶対に駐車しないでください。
- ・10月20日（日）の祭り当日は、午前8時40分までに必ず車を指定場所へ移動してください。
- ・警備員及び実行委員会の指示に必ず従ってください。
- ・アルコールを販売される方は、未成年者や車を運転される方などに十分注意をしてください。

## 筑前中間祭り実行委員会露店等営業規則

### 目的

#### 第1条

この露店等営業規則は、筑前中間祭り実行委員会が、暴力団等反社会勢力を利することを防止し、露店等の営業者の自由公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持と筑前中間祭り実行委員会が開催する祭りの健全な運営を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

### 露店等の営業申請

#### 第2条

露店等を営業しようとするものは、あらかじめその露店等を営業しようとする者及び関係者の氏名、住所、生年月日、取り扱う商品やサービス、その他第1条の目的を達するために、実行委員会が規定する書面により、実行委員会に提出し、出店許可証の発布を得なければならない。

### 関係機関への意見徴収

#### 第3条

実行委員会は、第1条の目的を達するために必要な限度において、露店等の営業の申請を行った者及びその露店の営業にかかる責任者及び使用人等、又はその関係者等が暴力団員等であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができる。

### 出店の拒否

#### 第4条

実行委員会は、次に掲げる場合において、露店等の出店を許可せず、出店許可証を発行しないものとする。

1. 露店等の出店許可を得ようとする者及びその配偶者、親族その他関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」）である場合。
2. 露店等の出店許可を得ようとする者及びその配偶者、親族その他関係者が、暴力団等反社会勢力と密接な関係を有する者である場合
3. 露店等の出店許可を得ようとする者が、暴力団等反社会勢力を従業員として使用すると認められる場合。
4. 露店等の出店許可を得ようとする者が、暴力団等反社会勢力にみかじめ料等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合。
5. その他露店等の営業者として社会通念上不相当と認められる者である場合。

次ページもご確認ください。

## 出店許可証の掲示

### 第5条

露店等の営業者は、実行委員会が発行した出店許可証を店舗の外部からわかりやすい場所に掲示して、営業を行わなければならない。

## 出店許可の取り消し

### 第6条

実行委員会は、次に掲げる場合において、各号のいずれかに該当する場合、何らの催告も要することなく、出店許可を取り消すことができる。

1. 出店許可を得た者及びその配偶者、親族その他関係者が、暴力団等反社会勢力であると判明した場合。
2. 出店許可を得た者及びその配偶者、親族その他関係者が、暴力団等反社会勢力と密接な関係を有する者であると判明した場合
3. 出店許可を得た者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合。
4. 出店許可を得た者と現に出店している者が、異なることが判明した場合。
5. 出店許可を得た者が、暴力団等反社会勢力にみかじめ料等の名目を問わず、金品を渡した場合。
6. 露店等において、暴力団等反社会勢力を従業員等として使用した場合。
7. 営業中に、粗暴、卑猥な言動等お客様に迷惑をかける行為を行った場合。
8. 半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗野な服装や態度を取った場合。
9. 実行委員会等関係者の指示に従わない場合。
10. その他露店等の営業者として社会通念上不適当と認められる者と判明した場合。

## 露店等の使用人の届出

### 第7条

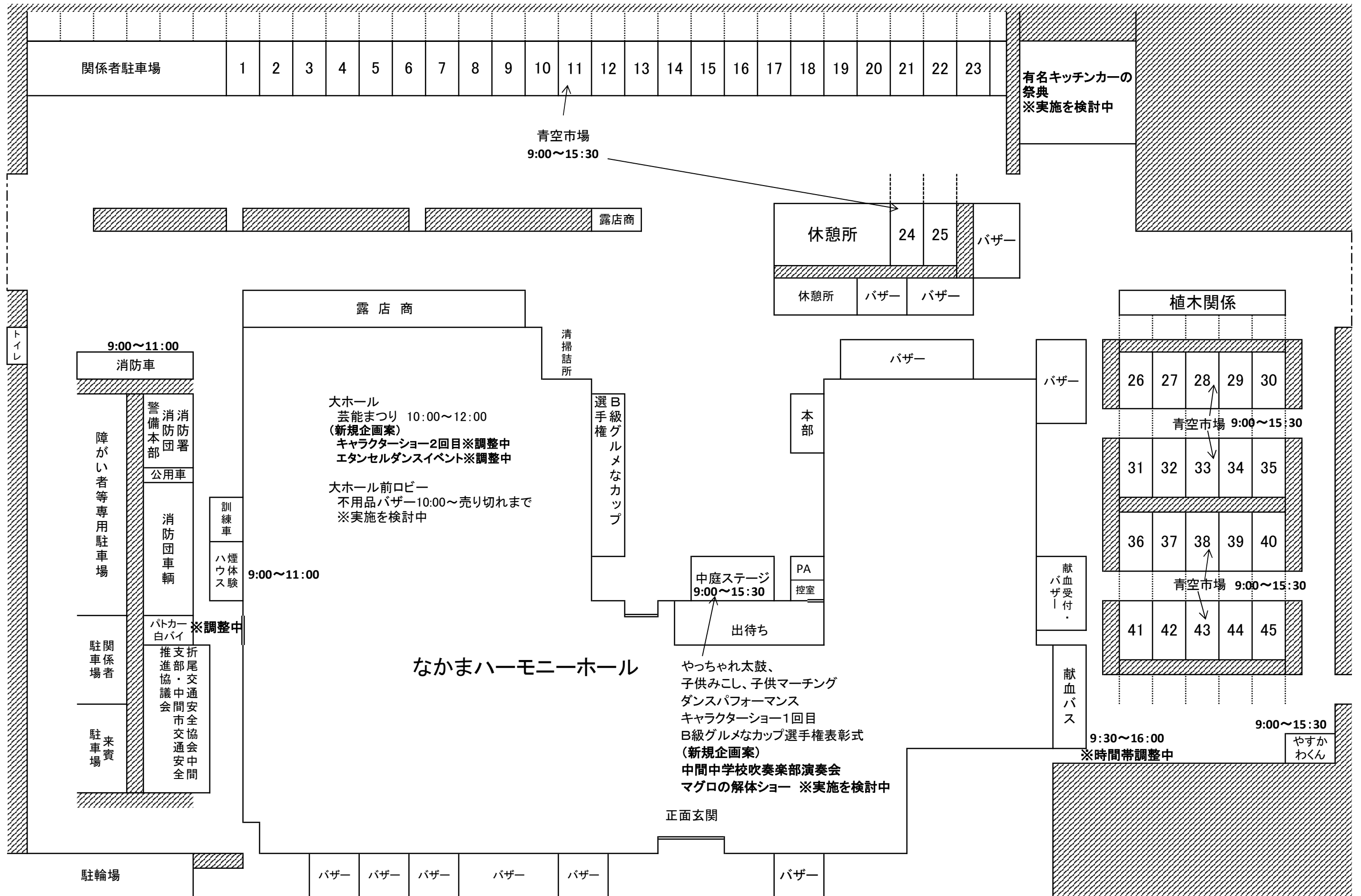
露店等を営業しようとする者が、やむを得ず事前に申請した以外の者を従業員として使用するときは、当該使用人の住所、氏名、生年月日等をすみやかに実行委員会に届出なければならない。

## 附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

# 第41回筑前中間やっちゃん祭 会場図(案)

令和元年7月26日現在



※会場図案は、令和元年7月26日現在の企画及び配置となっております。本年度は、新規企画としてマグロの解体ショーやキッチンカーの実施を検討しています。ただし、今後、調整の結果、企画や配置が変更となる場合がありますので、ご了承ください。